平成31年1月15日
第5回埼玉支部評議会

資料１

平成31年度保険料率

平成31年度健康保険料率（見込み）について

第95回運営委員会（平成30年12月19日）での要旨

- 全国平均保険料率について、運営委員会全体として10.00%維持の意見が主
- 激変緩和率は、8.6/10（平成30年度は、7.2/10）
- 保険料率の改定時期は、平成31年4月納付分（平成31年3月分）から

平成31年度埼玉支部健康保険料率（見込み）について

埼 玉 支 部

平成30年度		平成31年度
9.85%	▲0.06% →	9.79%

平成31年度都道府県保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率（%）	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

23

22

注．平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

平成31年度都道府県単位保険料率の平成30年度からの変化（暫定版）

平成30年度保険料率からの変化分		支部数
料率（%）	金額（円）	
＋0.14	＋196	1
＋0.08	＋112	1
＋0.07	＋ 98	3
＋0.06	＋ 84	1
＋0.05	＋ 70	4
＋0.04	＋ 56	4
＋0.03	＋ 42	2
＋0.02	＋ 28	3
＋0.01	＋ 14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲ 14	1
▲0.02	▲ 28	3
▲0.04	▲ 56	1
▲0.05	▲ 70	4
▲0.06	▲ 84	3
▲0.07	▲ 98	1
▲0.08	▲112	2
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2

22

18

注1.「＋」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額；労使折半後）の増減である。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 （30年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （30年12月）	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	
	老人保健拠出金	0	－	－	拠出金等対前年度比
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	▲ 5 } ＋ 1,450
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	＋ 1,455
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	▲ 206
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの保険財政の傾向

○　近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造となっている。

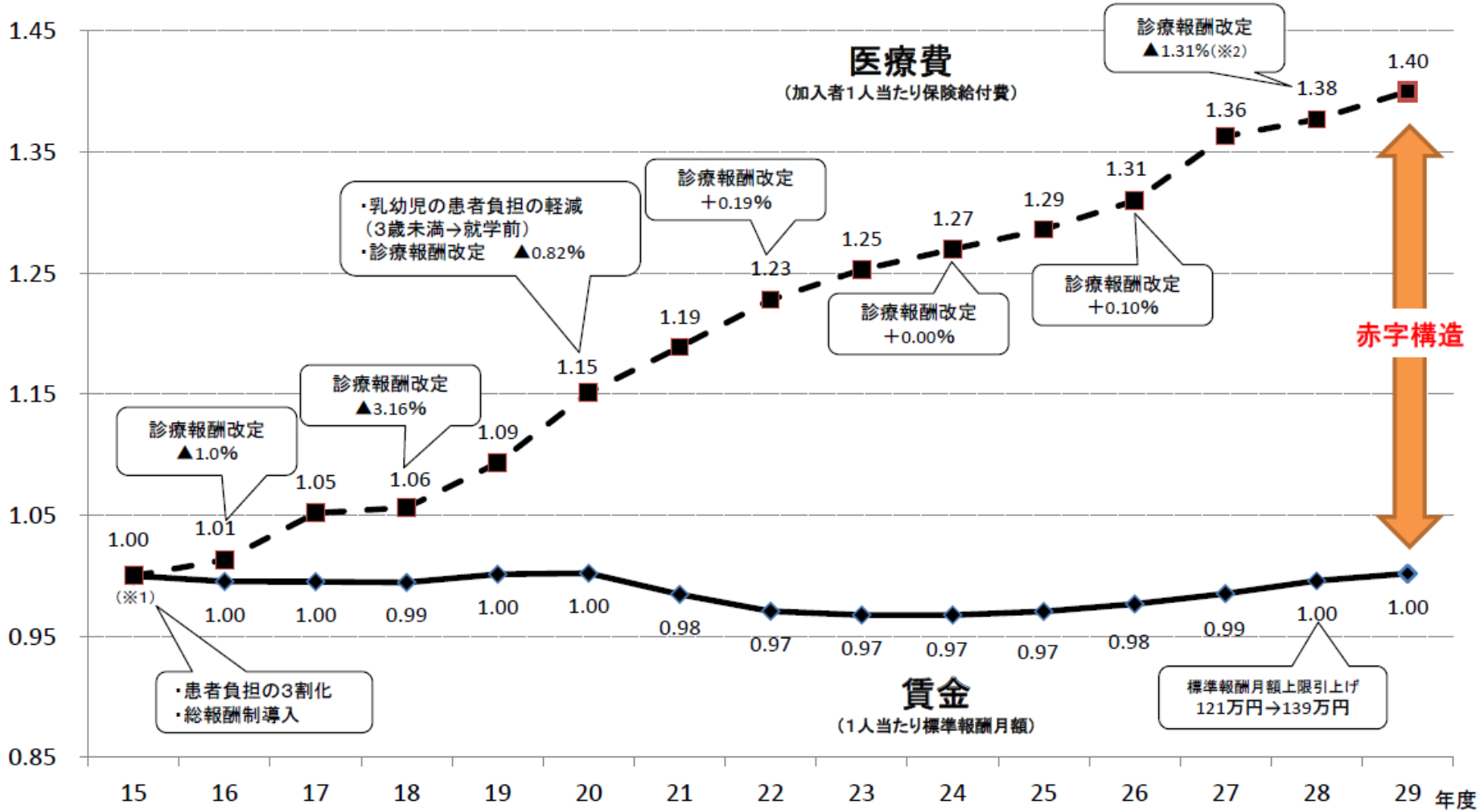

（※1）数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。
（※2）▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。

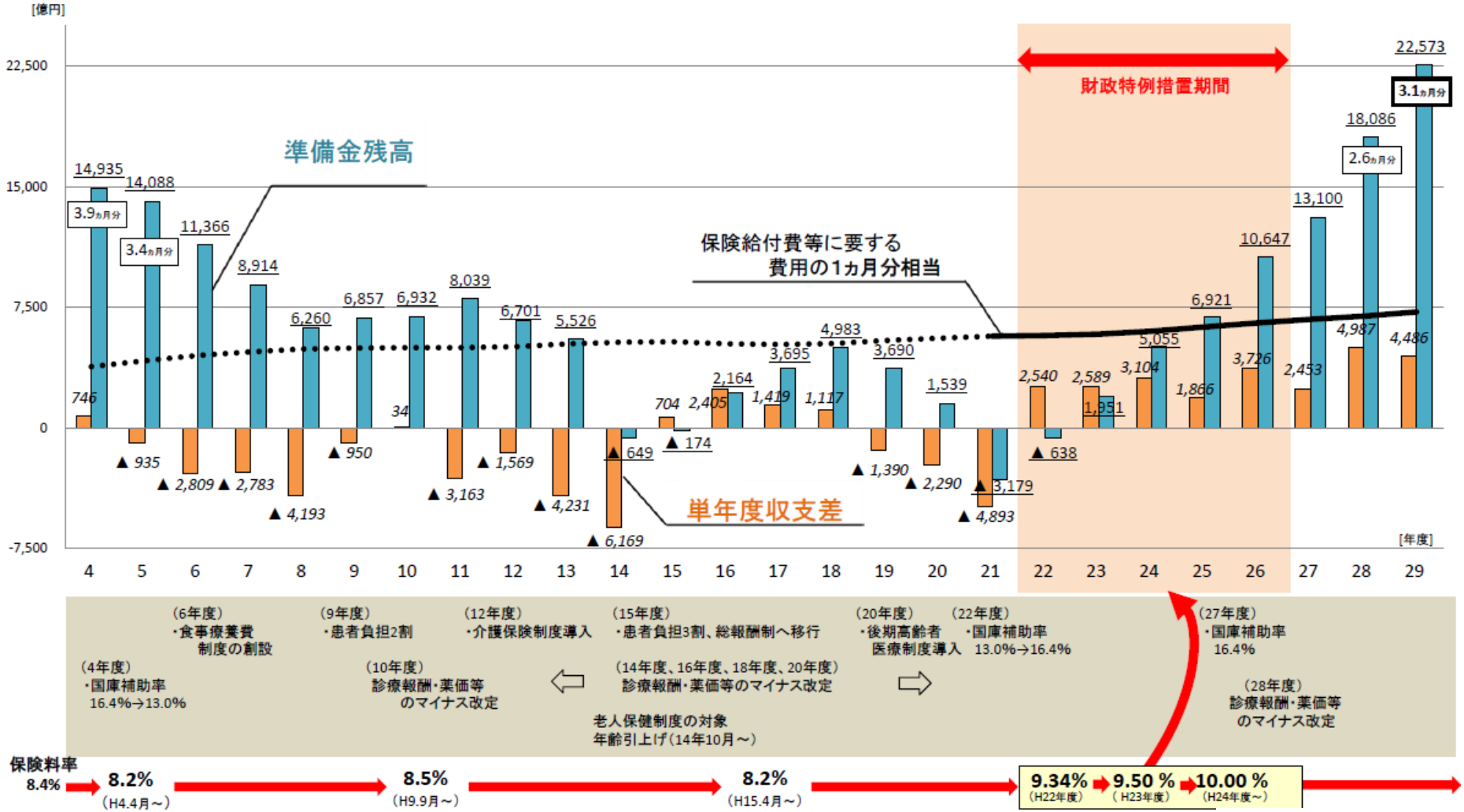

（注）1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

平成31年度介護保険料率（見込み）について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

【介護保険料率】

平成30年度		平成31年度
1.57%	0.16% →	1.73%

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 （30年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （30年12月）	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73%
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	納付金対前年度比 ⇒ ＋ 122
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注）　端数整理のため、計数が整合しない場合がある。